

# SMBC NEWS



2018年1月9日

## 外管局、「内保外貸」の銀行による審査を強化

国家外貨管理局は2017年11月24日付で、《国家外貨管理局綜合司：銀行の内保外貸の外貨管理完備に関する通知》（匯綜發[2017]108号、以下「本通知」）を公布・施行しました。

本通知は、「内保外貸（国内保証・国外貸付）」業務において、銀行による資金使途・取引背景・返済能力などの審査強化を規定したもので、真実性・コンプライアンスに準拠した対外貿易投資活動の推進を目的としています。

また、本通知では、企業が担保履行により対外債権登記をする際、履行額を対外貸付限度額の管理に組み入れることも明確化しました。

なお、本通知と、従来規定である《クロスボーダー担保に係る外貨管理規定》（匯發[2014]29号）や《外貨管理改革のさらなる推進、真実コンプライアンス性審査の完備に関する通知》（匯發[2017]3号）※などが一致しない場合、本通知が適用されます。

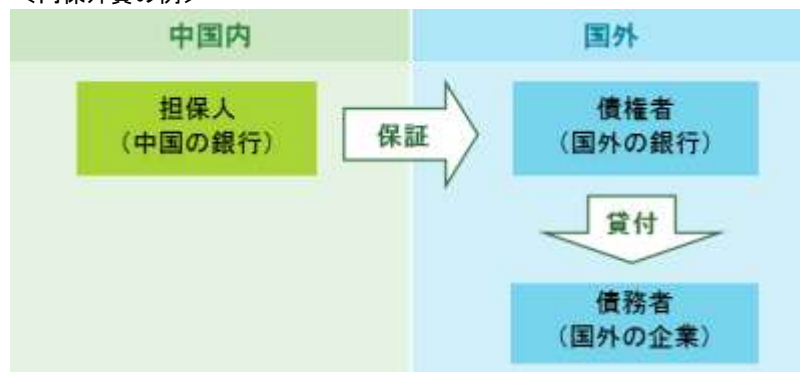
ただし、本通知による実務運用については不明確な部分もあり、当局への確認が必要となるケースも考えられるため当面留意が必要です。

※ SMBC NEWS【2017】4号・16号ご参照。弊行ホームページに当NEWSバックナンバーを掲載しております。  
[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

### （ご参考）「内保外貸」とは

内保外貸（国内保証・国外貸付）とは、クロスボーダー担保の一形態であり、国外の債務者が国外の金融機関などから借入をする際などに、中国国内の担保人が担保（保証）を提供する行為を指します。

<内保外貸の例>



※ クロスボーダー担保は融資性担保（貸付等）と非融資性担保に分けられます。

# SMBC NEWS



## <本通知の概要>

### 1. 債務者の主体資格の真実・コンプライアンス性の審査強化

- 銀行が内保外貸業務を取り扱う際、債務者の主体資格を厳格に審査。
- 債務者が国内居住者から直接・間接的に支配される国外機構である場合、銀行は当該債務者が国外投資に関する管理規定に合致しているか否かを重点的に審査。

### 2. 資金使途・取引背景の真実・コンプライアンス性の審査強化

- 銀行が内保外貸業務を取り扱う際、担保項目の資金使途および取引背景の審査を強化。

## <旧規定との比較>

関連規定	旧規定（匯発[2014]29号）	本通知
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 内保外貸項目の資金は、債務者の正常な経営範囲内の関連支出にのみ用い、債務者の正常な業務範囲以外への従事を支援するための関連取引に用いてはならず、<b>虚偽の貿易</b>背景によりサヤ取りあるいはその他の形式の投機的取引を行ってはならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 内保外貸項目の資金は、債務者の正常な経営範囲内の関連支出に用いなければならない、債務者の正常な業務範囲以外への従事を支援するための関連取引に用いてはならず、<b>虚偽の貿易取引背景の構築</b>によりサヤ取りあるいはその他の形式の投機的取引を行ってはならない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 資金を直接あるいは間接的に国外のその他の機構の持分（国外企業の新規設立・国外企業の<b>持分</b>買収および国外企業への増資を含む）あるいは債権の取得に用いる場合、当該投資行為は国内関連部門の国外投資に関する規定に合致していなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 資金を直接あるいは間接的に国外のその他の機構の持分（国外企業の新規設立・国外企業の持分<b>合併</b>買収および国外企業への増資を含む）あるいは債権の取得に用いる場合、当該投資行為は<b>国家の国外投資に関する関連政策の指導方向に合致し</b>、併せて国内の関連部門の国外投資に関する規定にも合致していなければならない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 内保外貸項目の担保責任を国外債務者の債券発行項目における返済義務とする場合、国外債務者は国内機構が直接あるいは間接的に持分を保有しており、かつ国外の債券発行収入は国内機構と持分関係のある国外投資プロジェクトに用い、かつ関連する国外機構あるいはプロジェクトは規定に基づき国内国外投資主管部門の審査認可・登記・備案あるいは確認を経ていなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 内保外貸項目の担保責任を国外債務者の債券発行項目における返済義務とする場合、国外債務者は国内機構に直接あるいは間接的に持分を保有しており、かつ国外の債券発行収入は国内機構と持分関係のある国外投資プロジェクトに用い、かつ関連する国外機構あるいはプロジェクトは規定に基づき国内国外投資主管部門の審査認可・登記・備案あるいは確認を経てされなければならない</li> </ul>

# SMBC NEWS



## 3. 返済原資・担保履行の可能性・反担保の審査強化

- 銀行が内保外貸業務を取り扱う際、返済原資および担保履行の可能性の審査を適切に強化。担保履行が確実に発生することを知っている（べき）状況において、担保契約は締結不可。
- 銀行は、以下の状況に基づき、明らかな担保履行の意図があるかを判断。
  - 債務者に十分な返済能力、予測可能な返済原資があるか。（債務者が計画した返済原資が不明または明らかな瑕疵がある場合は取扱不可；明確な返済原資があるが、経営状態が良好でないまたは負債比率が過度に高い場合は慎重に取扱）
  - 主債務契約の融資条件と債務者が声明した借入資金の使途に明らかな不一致がないか。
  - 担保の各当事者に担保履行を通じた担保項目の債務の期日前返済の意図がないか。
  - 担保の各当事者が、悪意のある担保履行・債務違約を起こしたことがないか。
- 内保外貸業務で反担保（裏保証）を受理する場合、反担保の原資が合理的かつ合法か、反担保の規模が反担保人の財務状況に整合しているかなどを適切に審査。

## 4. 担保履行に係る対外支払

- 内保外貸の履行通貨は、原則、担保契約の通貨の種類と一致していなければならない。
- 銀行に内保外貸に係る担保履行が発生した場合、銀行は先に自己保有資金で履行する必要あり。

<旧規定との比較>

関連規定	旧規定（匯発[2014]29号）	匯発[2017]3号・本通知
内容	<p>➢ 銀行に内保外貸に係る担保履行が発生した際、自ら担保履行に係る対外支払を行うことができ、<b>その担保履行資金の原資は自らが反担保人（裏保証人）に提供した外貨立替金、反担保人が外貨あるいは人民元形式で預け入れた保証金、あるいは反担保人が支払ったその他資金としてよい。</b>反担保人は担保履行証明書類により直接外貨転あるいは支払手続を行うことができる</p>	<p>➢ 担保項目の主債務に違約が発生した場合、<b>銀行が先に自己保有資金を使用して履行しなければならず、反担保（裏保証）資金により直接外貨転して履行してはならない</b>；銀行の履行後、人民元および外貨資金のミスマッチが生じた場合、所在地の分局への備案後に両替関連手続を行わなければならない</p>

## 5. 担保履行に伴う対外債権登記

- 担保履行が発生した場合、履行額は当該企業の国外貸付限度額の登記および管理に組み入れなければならない

# SMBC NEWS



## <旧規定との比較>

関連規定	旧規定（匯発[2014]29号）	本通知
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>内保外貸に担保履行が発生した場合、対外債権者となる国内担保人あるいは反担保人は、規定に基づき対外債権登記を行わなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内保外貸業務に担保履行が発生した場合、最終的に対外債権者となる国内担保人あるいは反担保人は、規定に基づき対外債権登記を行わなければならない。<b>企業が担保人となり（あるいは銀行の内保外貸業務の反担保人となり）担保履行が発生した場合、履行額は当該企業の国外貸付限度額の登記および管理に組み入れなければならない</b></li> </ul>

※ 国外貸付限度額は、現状「直近一期の監査済み純資産×30%」となります。限度額を超過した際の取扱については明記されておらず、当局への確認が必要です。

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

### ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599